

新川崎イノベーション拠点整備補助金交付要綱

(通則)

第1条 新川崎イノベーション拠点整備補助金（以下「補助金」という。）の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号。以下「規則」という。）及びその他法令の定めによるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、「新川崎・創造のもり」において、新川崎・創造のもりに集積する大学・企業等の技術を基盤とし、市民・社会生活や産業構造を変革する様々なプロジェクトの推進を通じ、川崎市の都市としての「サステナビリティ・トランスフォーメーション（SX）」の実現と我が国の経済や社会の発展をけん引する新たな研究開発拠点を形成することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究所 機械及び装置又はシステム等の技術開発及び素材や製品の開発を行うための試験研究、分析評価等を行う施設をいう。
- (2) 投下固定資産額 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する家屋及び償却資産（要領で定めるものに限る。）の取得に要した費用をいう。
- (3) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する会社、個人及び営利を目的としない団体等をいう。
- (4) 賃貸研究開発施設等 事業者が、研究所として賃貸することを目的とした施設で、研究用の共用機器等を有するものをいう。

(補助対象)

第4条 補助金の交付対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、新川崎・創造のもりに賃貸研究開発施設等を新設する事業であって、次の各号に定める要件を全て満たすものであることとする。

- (1) 新設する賃貸研究開発施設等において、大学やスタートアップ向けラボ・オフィス等を整備すること。
- (2) 新設する賃貸研究開発施設等が、従来の同種施設と比較し、温室効果ガスの排出量の削減が図られる施設であること。
- (3) 新設する賃貸研究開発施設等が、就業者、来訪者、地域住民にとって居心地の良

い空間となるよう、隣接する公園との一体的な空間形成など地域に開かれた外構の整備を行うこと。

- (4) 新設する賃貸研究開発施設等では量子技術や半導体等の高度な研究が行われることを考慮し、安全性の確保、機密の保持を確実にを行うため、経済安全保障に配慮した適切なセキュリティ機能を導入すること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する投下固定資産額から、要領に定める費用の額を控除した額をいう。

- 2 前項の規定により難しい場合は、補助対象事業を行う者（以下「補助対象事業者」という。）は、市と別途協議を行うものとする。

(補助金の額及び補助率)

第6条 補助対象事業に係る補助金の額及び補助率は、次の各号に定めるところによる。ただし、補助対象事業者が、この要綱以外の規定による本市の他の補助金等を補助対象経費の一部に充当した場合は、当該補助金等の額を控除した額を補助対象経費とする。

- (1) 補助金の額は、補助対象経費の6%に相当する額以内とする。ただし、当該額が18億円を超えるときは、18億円を上限とする。
- (2) 前号の規定により算出した補助金の額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- (3) 市長は、補助金を5年の期間に分割して予算の範囲内で交付するものとする。

(補助対象事業の認定等)

第7条 補助対象事業者は、新川崎・創造のもりイノベーション拠点整備事業の事業契約を締結した日から30日以内に、新川崎イノベーション拠点整備補助金事業認定申請書（第1号様式。以下「認定申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、認定申請書の提出があった場合に、当該申請に係る補助対象事業の認定が適当であると認めるときは、補助対象事業として認定するものとする。

- 3 市長は、前項に規定する認定に当たっては、新川崎・創造のもりイノベーション拠点整備事業の提案審査段階における市の附属機関である「経済労働局民間活用事業者選定評価委員会」（以下「委員会」という。）の意見を踏まえ、第4条に規定する補助対象事業の要件を確認するものとする。

- 4 市長は、補助対象事業者から第1項に規定する認定申請書が提出されたときは、認定の可否を決定し、その結果について、新川崎イノベーション拠点整備補助金事業認

定申請結果通知書（第２号様式）により補助対象事業者に通知するものとする。

- 5 市長は、前項に規定する認定を行う場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。
- 6 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、補助対象事業者に対し、必要な報告若しくは書類の提出を求め、又は現地調査等により、その内容に関し調査を行うことができる。この場合において、補助対象事業者は、当該調査に協力しなければならない。

（補助対象事業の変更等の承認）

第８条 前条第４項の規定による認定の決定を受けた後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、新川崎イノベーション拠点整備補助金事業計画変更承認申請書・事業計画中止（廃止）承認申請書（第３号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- （１）補助対象事業の内容を変更（補助対象事業の目的及び能率に影響を及ぼさない範囲の軽微な変更である場合は除く。）しようとするとき。
 - （２）補助対象事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - （３）補助対象事業の全部又は一部を他に承継させようとするとき。
- 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、変更等の承認の可否を決定し、その結果について、新川崎イノベーション拠点整備補助金事業計画変更等承認通知書・不承認通知書（第４号様式）により、補助対象事業者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項に規定する承認を行う場合において、必要に応じて認定の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（市内中小企業の活用）

第９条 補助対象事業者は、補助対象事業に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者による入札を行い、又は２者以上の市内中小企業者から見積書を取得しなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

- （１）１件の金額が１００万円を超えるとき。
- （２）その他市長が必要と認めるとき。

（暴力団の排除）

第１０条 川崎市暴力団排除条例（平成２４年３月１９日条例第５号）第８条の規定に基づき、補助対象事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の対象とし

ない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの

（補助対象事業の認定の取消し）

第11条 市長は、補助対象事業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、補助対象事業の認定を取り消すことができる。

- (1) 補助対象事業を行っていないと認めるとき。
- (2) 天変地災その他補助対象事業の認定後生じた事情の変更により補助対象事業の全部または一部を継続することが出来なくなったとき。
- (3) この要綱及び法令等の規定に違反したとき。

2 市長は、前項に規定する認定の取消しをしたときは、速やかに理由を付して補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の交付の申請）

第12条 補助対象事業者は、認定日から3年以内に賃貸研究開発施設等の建築工事に着手するものとし、補助金の交付の申請をする場合は、賃貸研究開発施設等に着工する30日前までに新川崎イノベーション拠点整備補助金交付申請書（第5号様式。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付申請の基礎となる補助対象経費は、第7条第4項の規定に基づき認定された補助対象経費（第8条第2項に規定する変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下同じ）を超えることはできない。

（補助金の交付の決定）

第13条 市長は、補助対象事業者から前条第1項の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果について、新川崎イノベーション拠点整備補助金交付決定通知書（第6号様式。以下「交付決定通知書」という。）により補助対象事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査に際し、必要があると認めるときは、補助対象事業者に対し、必要な報告若しくは書類の提出を求め、又は現地調査等により、その内容に関し調査を行うことができる。この場合において、補助対象事業者は、当該調査に協力しなければならない。

3 市長は、第1項に規定する交付の決定を行う場合において、必要があると認めると

きは、条件を付することができる。

(実績報告書等)

第14条 補助対象事業者は、新設した賃貸研究開発施設等が供用を開始した日から30日以内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 新川崎イノベーション拠点整備補助金事業実績報告書(第7号様式)

(2) 発注実績報告書(第8号様式)

(3) 入札(見積り)が行えないことに係る理由書(第9号様式)

2 前項第2号に定める発注実績報告書については、補助対象経費のうち、1件の金額が100万円を超える支出となる案件について記載するものとし、第9条の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

3 補助対象事業者は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載された地域区分が市内かつ企業規模が中小として登載されている者、又は補助対象事業者に対して直近の4月1日以降に記載内容(住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数)に変更がない誓約書を提出した者を除く。

4 第1項第3号に定める入札(見積り)が行えないことに係る理由書については、第9条ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積を徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、補助対象事業者から前条に規定する報告を受けたときは、補助金の額の確定を行い、新川崎イノベーション拠点整備補助金交付額確定通知書(第10号様式。以下「確定通知書」という。)により補助対象事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の確定にあたって、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(交付の決定の取消し等)

第16条 市長は、第11条第1項の規定に基づき補助対象事業の認定を取り消した場合又は補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、第13条第1項に規定する交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽り或其他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行

った指示又は命令に違反したとき。

- 2 市長は、前項に規定する交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(補助金の請求及び交付)

第17条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、第14条第1項に規定する確定通知書を受領した後、当該会計年度を含め5年の期間において、年度ごとに新川崎イノベーション拠点整備補助金に係る補助金請求書(第11号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定に基づく請求のあった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(地位の承継)

第18条 補助対象事業者に係る譲渡、相続、合併、分割又は売却により、当該事業者から補助対象事業に係る事業を承継しようとする者は、市長の承認を得て、当該事業者の地位を承継することができる。

- 2 補助対象事業者の地位を承継しようとする者は、速やかに、新川崎イノベーション拠点整備補助金補助対象事業者承継承認申請書(第12号様式)を市長に提出しなければならない。

(状況報告等)

第19条 補助対象事業者は、市長から事業の実施状況について報告を求められたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、交付決定事業者に対して調査を行うことができる。
- 3 補助対象事業者は、市長が補助対象事業者に対しアンケート又はヒアリング調査等を行うときは、当該調査及び資料の提出等に協力しなければならない。

(財産の処分及び管理)

第20条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けて取得した財産について台帳を作成し、その保管状況を明らかにしなければならない。ただし、賃貸研究開発施設等の供用を開始した日から10年間を経過した場合は、この限りではない。

- 2 補助対象事業者は、補助金の交付を受けて取得した財産を処分しようとするときは、新川崎イノベーション拠点整備補助金取得財産処分承認申請書(第13号様式)により、市長の承認を受けなければならない。ただし、一台又は一基(通常一組又は一式

をもって取引の単位とするものにあつては、一組又は一式)の取得価格が1千万円未満の機械及び装置を処分する場合又は賃貸研究開発施設等の供用を開始した日から10年間を経過した場合は、この限りではない。

- 3 市長は、前項に規定する財産の処分があったときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(書類の整備等)

第21条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る帳簿及び全ての証拠書類を、賃貸研究開発施設等の供用を開始した日から10年間は、保存しなければならない。

(雑則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月16日から施行する。